

2007年5月15日

特別区長会会長
多田 正見 様

東京清掃労働組合
中央執行委員長
西川 卓吾

2007年夏季一時金等に関する要求書

日頃の特別区政発展と職員の生活・労働条件改善、並びに 23 区清掃事業の確立のために御尽力されている貴職に敬意を表します。

昨年の賃金改定交渉において、特別区人事委員会勧告による月例給のマイナス改定を始め、給料表のフラット化、一時金への加算措置の改悪、退職手当制度への職責による調整額導入による退職手当金の引き下げ等で私どもの生活実態は益々困窮するばかりとなっております。その上、税制の改悪による増税や社会保障費の負担増が更に追い打ちをかけています。

2000年4月に清掃事業の移管が実施され、昨年度は身分切替も行われました。今日、身も心も特別区の職員として 23 区清掃事業が安定的に運営され、区民が安心して住み続けることのできる衛生的な生活環境を維持するため、私たちは身を粉にして日々職務に邁進しています。

区政の最先端で働く職員の努力が報われるよう、夏季一時金に関し下記の通り要求いたしますので誠意ある回答を求めます。

なお、労使自治の原則をふまえて早期に解決するよう申し添えます。

記

1. 夏季一時金の支給月数は、2.5 か月分以上とすること。また、再任用職員についても定年前職員に準じて同様に扱うこと。
2. 一時金の「基準日制度」を改め、対象期間の勤務実績等に基づき一時金を支給すること。
3. 勤勉手当は廃止し、期末手当に統一すること。
4. この要求に対する回答は、本年6月22日(金)までに行うこと。

以上